

<p>事業名 (事業計画実施年度)</p>	<p>10年経験者研修 (平成14年度に事前評価(15年度新規事業評価)を実施)</p>	
<p>主管課及び 関係課 (課長名)</p>	<p>(主管課)初等中等教育局教職員課 (課長:戸渡速志)</p>	
<p>施策目標及び 達成目標</p>	<p>施策目標2-3 信頼される学校づくり</p>	
<p>事業の概要</p>	<p>本研修制度は、小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者を対象とし、個々の教諭等の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図るものである。</p>	
<p>予算総額及び 事業開始年度</p>	<p>平成16年度予算:274百万円 事業開始年度:平成15年度</p>	
<p>事前の評価に おいて得よう とした効果</p>	<p>平成15年度中に、各任命権者は教諭等が基礎的・基本的な指導力や力量を確保し、得意分野や個性の伸長を図ることができるよう、教職経験が10年に達したすべての教諭等に対し、個々の教諭等の教科指導、生徒指導等に関する指導力等の評価を行い、個々の教諭等の能力、適性等に応じた研修を適切に実施しているかを検証する。</p>	
<p>検証 得られた効果 (波及効果を含む)</p>	<p>「平成15年度の実施状況調査」(47都道府県、13指定都市、35中核市) 研修受講者数 16,589人 研修の日数(平均) 長期休業中 15.6日 課業期間中 16.3日 (研修を実施する場所) (教育センター、研修センター等 88.9%) (大学・大学院の講座等を利用した専門的研修の活用) 25.2% (評価案の作成) (研修教員による自己評価の実施) 94.7% (研修計画案の作成) (研修教員の研修に対する希望の聴取) 100% (研修実施後の評価) (研修教員に対する評価) 94.7% (研修実施方法についての評価) 97.9%</p> <p>上記調査結果において、計画案作成に係る教員からの希望の聴取の実施率や研修実施前後における研修の評価の実施率はほぼ100%達成されている。また、各自治体において教員研修を一元的・体系的に実施する専門機関である教育センターや、また、ターが中となり、大学等の高等教育機関とも連携しつつ、専門的かつ多様な研修メニューを設定している。このことから、個々の教諭等の教科指導、生徒指導等に関する指導力等の評価を行い、個々の教諭等の能力、適性等に応じた研修が適切に実施されていると評価できる。</p>	
<p>得ようとした 効果と得られ た効果との比 較・検討</p>	<p>以上のとおり、各都道府県教育委員会等において、研修の評価案の作成の際に教員自身による自己評価を行ったり、計画案を作成する際に教員の希望も聴取するなど、地域の実情に応じた研修が実施されている。また、研修実施後も教員に対する評価や実施方法に対する評価が行われているなど、10年経験者研修の趣旨を踏まえた研修が実施されていると判断できる。</p>	
<p>検証結果</p>	<p>想定どおりの結果が得られた</p>	
<p>今後の政策への 反映方針 (継続の適否、 改善点を含む)</p>	<p>上記の評価結果を踏まえ、今後も事業を引き続き実施するべきと判断。 本研修については、法定研修であることのみならず、学校教育の充実、発展のためには、その直接の担い手である教員の資質能力の向上が極めて重要であることや、施策目標である「信頼される学校づくり」を進めるためにも今後も継続して実施することが不可欠である。 このことから、文部科学省としても先進的な事例等を収集し、各都道府県等に対して情報提供を行うなど、その充実に努めてまいりたい。</p>	
<p>得ようとする 効果</p>	<p>引き続き各自治体において、10年経験者研修の趣旨を踏まえ、個々の教諭等の能力や適正等に応じて適切に行われることにより、教科指導、生徒指導に関する指導力等、教員の資質能力の向上が図られることを見込んでいる。</p>	<p>次の達成年度 18年度</p>
<p>備考</p>	<p>(事業を実施する根拠法) 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成14年法律第63号)</p>	

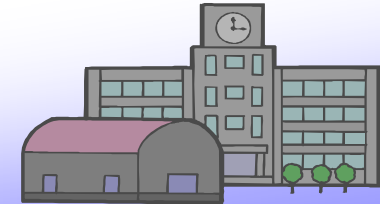
10年経験者研修 (平成15年度から実施)

趣 旨：個々の教諭等の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図る。

対象者：国公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者

実施者：各都道府県、指定都市、中核市教育委員会

根拠法：教育公務員特例法第24条



評価・研修計画書の作成

(県費負担教職員の場合の例)

能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成



研修の実施

長期休業期間中の研修

- 日数：20日程度
- 場所：教育センター等
- 講師：ベテラン教員、指導主事等
- 規模：少人数形式
- 方法：模擬授業、教材研究、ケーススタディー等



課業期間中の研修

- 日数：20日程度
- 場所：主として学校内
- 助言：校長、教頭、教務主任等
- 方法：研究授業、教材研究等

これは一つの例であり、具体的な実施方法等は教育委員会ごとに異なります。



研修後も、引き続き教諭等の資質能力の向上を図っていくためには、任命権者の判断により、研修終了時に再度評価を行うことが望ましい。